

建政－1433
令和7年12月22日

各建設業関係団体の長 様

秋田県建設部長
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等
について（通知）

建設業法（昭和24年法律第100号）をはじめとする関係法令により、建設工事の請負契約において遵守すべき事項が定められているほか、建設業者には、技術者や技能労働者等に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に務めるとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保のため必要な措置を講ずること等が求められています。

県においても、県発注工事の入札参加者に対して「建設産業における生産システム合理化指導要綱」（平成4年2月20日監-1640）の遵守を求めるとともに、県発注工事の受注者に対する「建設工事下請負等実地調査」の実施や施工に係る監督・点検等を通じて、元請下請取引の適正化と工事現場における事故の防止等を図ってきたところです。

また、令和6年6月14日に公布された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止、請負契約の変更協議の円滑化等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日より全面的に施行されたところです。

については、引き続き労務費、原材料費、エネルギーコスト等の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、下請代金の適切な支払等の十分な配慮が求められるほか、降雪時や低温下での作業が増える時期を迎え、転倒等による労働災害の発生も懸念されることから、建設業法、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会勧告・令和6年3月27日改定）、「労務費に関する基準」、「『労務費に関する基準』の運用方針」（令和7年12月10日国土交通省公表）、「建設業法令遵守ガイドライン」、その他関係法令や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するとともに、「建設工事従事者の安全及び健康を確保する法律」に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月13日閣議決定）等の趣旨及び別紙に記載する事項に十分留意し、下請契約における適切な工期の確保、適正な請負代金の設定、適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化と施工管理のより一層の徹底等に努めるよう、貴会会員に周知してくださるようお願いします。

担当 建設政策課 建設業チーム
電話 018-860-2425

別記

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

1. 下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

下請代金の設定においては、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的な内容とするため、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の書面による提出及びそれらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的な内容を提示することとし、建設業法第19条第1項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く。）を提示しなければならないことに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。

さらに、下請代金の設定においては、材料費等に加え、一般管理費並びに建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、請負契約を締結するに際しては、今般改正された建設業法第20条第1項の規定を踏まえ、材料費等を内訳明示した材料費等記載見積書を作成するよう努めなければならないことに留意すること。

また、建設業法第20条の2第1項により、建設工事の注文者（元請負人又は直近上位の下請負人）は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことにも留意すること。

なお、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について**別紙**のとおり国土交通省から通知されているので、その内容についても周知徹底を図ること。

2. 原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年1月29日内閣官房及び公正取引委員会決定。以下「労務費転嫁指針」という。）」において、現下の労務費、原材料費及びエネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）について、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、経済の好循環の実現のために必要であるとされている。については、市場の原材料費等の実勢を適切に反映した価格設定となるよう十分留意すること。また、原材料費等の高騰の影響は請負代金のみならず納期にも影響することから、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理にあたっても当該長期化について十分配慮すること。

また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、建設業法第19条第1項に基づき、契約の締結にあたって作成することとされている書面において価格等の変動又は変更に基づく工事内容の

変更又は請負代金の額の変更及び変更する場合の請負代金額の算定方法に関する定めを書面に記載したうえで、工期又は請負代金の額を変更する必要があると認められるときは書面により契約の変更を行うよう、徹底すること。

さらに、建設業法第20条の2第2項において、価格高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、請負代金の額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならないこととされ、当該事象の発生後、受注者が請負代金の額の変更の協議を申し出た場合、注文者は誠実にこれに応ずる努力義務が課されているところであり、発注者と受注者間の契約においても、本規定を踏まえ適切に協議することが重要である。

なお、元請負人が請け負った建設工事について、当該元請負人が上記による通知をしていたか否かにかかわらず、原材料費等の変動を理由として契約後に請負代金の額が変更されたときは、当該元請負人又は下請負人は、当該変更を踏まえて自らの契約の相手方と請負代金の額の変更に関して適切に協議することが重要である。

また、公正取引委員会において、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある行為として、①価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと、②原材料費等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことの2つを挙げており、この点についても留意すること。

3. 社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

建設産業における社会保険加入対策を進めてきた結果、その加入率についてはほぼ100%になるほか、社会保険支払いの原資となる法定福利費の受取状況についても改善傾向が認められるなど、一定の効果を上げている。

社会保険加入対策が後戻りするがないように、元請負人は下請負人を選定する際、建設業許可業者については、社会保険の加入が建設業許可の要件とされていることを踏まえ、建設業許可を適切に取得していることを確認すること。また、建設業許可を有しない業者についても、登録時に社会保険加入確認を行っているCCUSに登録している事業者を選定するとともに、元請負人による社会保険の加入状況の確認及び指導については、CCUSの登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。なお、CCUSを使用せずに社会保険の加入確認を行う場合は、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定・令和6年12月13日最終改定。以下「品確法基本方針」という。）を踏まえ、元請負人に限らず全ての下請負人を含む公共工事等を実施する者は、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結すること。

社会保険加入対策や労働関係法令の強化の一方で、規制逃れにより法定福利費等といった労働関係諸経費を削減すること等を目的とした技能者の一人親方化が問題となっていることを踏まえ、元請負人は下請負人に対して、一人親方との関係を記載した請負

通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切であるかどうかを確認すること。また、一人親方が入場する現場において、「働き方自己診断チェックリスト」を活用し一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認すること。その際、労働者性を有する働き方になっている場合は、下請負人においては、雇用契約の締結を徹底するとともに、元請負人においては、下請負人に対して雇用契約の徹底を促し、改善が見られない場合は当該下請負人の現場入場を認めないとすること。

また、一人親方と建設企業の適正取引等の推進の観点から、下請負人は材料費等を適切に反映した請負代金で一人親方と書面で契約を行うことを徹底すること。その際、建設業法第20条第1項において材料費等記載見積書を作成するよう努めなければならないこととされていることを踏まえ、一人親方においても、自ら負担しなければならない材料費等を適正に見積り、材料費等記載見積書を事前に交わすこと。

4. 通常必要と認められる材料費等の確保

建設業法第19条の3に規定する「建設工事を施工するために通常必要と認められる原価」には、労務費、材料費等の工事に直接必要な経費に加え、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費が含まれるものであり、下請契約においても、これらの必要経費が適正に確保されることが必要である。

元請負人においては、受注時における社会保険料の事業主負担分及び本人負担分を含んだ適正な法定福利費確保に努めること。なお、国土交通省が実施した「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」によると、いまだ二次・三次以下の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取っていない工事の割合が多い傾向が見られることから、労務費や法定福利費の事業主負担分等の必要経費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、材料費等記載見積書（各専門工事業団体において、労務費や必要経費等の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。以下同じ。）の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を考慮、尊重して労務費や必要経費等を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても労務費として適切に請負代金に反映すること。契約の相手方の選定に当たっては、建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言企業であることを考慮すること。

下請負人においては、注文者に対し、材料費等記載見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、同様の見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

また、今般改正された建設工事標準請負契約約款では、受注者が作成し注文者に提出する請負代金内訳書に法定福利費の事業主負担分に加え、材料費、労務費、安全衛生経費及び建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を内訳明示することとされたことに留意すること。特に、公共工事、民間工事を問わず、二次・三次以下の下請負人間で請負代金内訳書における法定福利費の事業主負担分の明示が進んでいない状況にあることから、受発注者間・元下間の各段階において、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。

さらには、「労務費転嫁指針」では、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」及び「受注者」それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取り

まとめられているところ、労務費の適切な転嫁を実現していくため、この行動指針に沿った行為を行うこと。

安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施するうえで必要な経費であることから、各専門工事業団体に対して、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和7年12月10日に『労務費に関する基準』の運用方針別紙の「専門工事業者向け見積書『様式例』」（以下「様式例」という。）とその「書き方ガイド」によって労務費や必要経費等を内訳明示した標準見積書の作成・活用を依頼しているところである。これを踏まえ、すべての建設企業が「安全衛生対策項目の確認表」を活用し、また、様式例や書き方ガイドを参照し、下請負人から元請負人に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示することにより、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組むこと。

建退共制度については、公共工事においては、現場の技能者一人ひとりに掛金の充当が徹底されるよう、改めて、元請負人と下請負人との間における建退共制度関係事務を適切に行うこと。特に、元請負人は、下請負人が他の退職金制度を活用している場合等に慣用的に用いられてきた辞退届を使用せず、下請負人から提出される「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」を踏まえ、工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。

民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、掛金納付に係る額を適切に見込んだ工事の見積りを行い、発注者に適切に請求することで建退共制度の掛金を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金が受け取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に行なうことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるので、適切に運用されるよう努めなければならないことに留意すること。

また、下請負人においては、元請負人が建退共制度関係事務を受託しない場合においては、注文者に対して労務費や必要経費等を内訳明示した見積書を提出し、建退共制度の掛金を確保し、適切に掛金納付を行うこと。

なお、建退共制度の手続きについては、令和3年4月より、電子ポイント方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化の運用が開始されるとともに、令和4年8月からは、電子ポイント方式において元請負人又は一次の下請負人が下位事業者の掛金納付をまとめて実施する、一括作業方式の利用も開始されている。また、令和7年1月には、「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」（最終改正：令和7年1月31日雇均発0131第1号・国不建振第148号）において、一つの現場で電子ポイント方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えないとしたところである。さらに、令和7年10月には、電子申請専用サイトがリニューアルされ、CCUSに蓄積される就業履歴情報の自動連携機能が実装されたところである。電子ポイント方式は証紙の貼付に係る事務負担の軽減に資するとともに、CCUSとの連携により、就業実績に応じた確実な掛金充当、履行確認に係る事務負担の軽減にもつながるものである。

「品確法基本方針」、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指

針」（平成13年3月9日閣議決定、令和6年12月13日最終変更）、「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」（令和6年12月13日公表）に、電子ポイント方式の積極的活用が位置づけられたことも踏まえ、元請負人は、下請負人と連携し、CCUSと連携した電子ポイント方式を積極的に活用すること。

5. 建設工事の請負契約の締結

建設工事の請負契約の締結については、建設業法第19条第1項に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による請負契約書を用いて、具体的な工事内容、請負代金の額並びに着工及び完工の時期等、同項各号に掲げる事項を明記して、当該建設工事の着工前に行うよう徹底すること。

なお、一般的には元請負人の方が取引上の立場が強く、下請負人からは契約書面の取り交わしについて申し出ることが難しいことを踏まえると、元請負人から適切な内容の契約書面を提示することが望ましい。

特に、下請代金の支払時に、建設副産物の運搬及び処理に要する費用や、元請負人から一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的な内容を、契約当事者の対等な立場における合意に基づき、請負契約書に明記すること。

また、請負代金の額を決定する際には、元請負人は下請負人からの見積書を十分に尊重し、契約当事者の対等な立場における合意に基づき、契約を締結することが求められる。よって、元請負人が下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人から提案された協議に応じることなく一方的に請負代金の額を提示※し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないよう留意すること。

※建設工事の注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い請負代金の額となった場合は建設業法第19条の3第1項に違反するおそれがあるため留意すること。また、改正法により、建設工事の注文者に加え、当該建設工事の受注者についても、こうした請負契約を締結することが禁止された。

さらに、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合には、追加工事・変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面により契約を変更するよう徹底すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約の変更手続については、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

また、建設業法第19条の5に規定されている、「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」※は、全ての建設工事の請負契約に対して適用されることに留意すること。

※改正法により、建設工事の注文者に加え、当該建設工事の受注者についても、こうした請負契約を締結することが禁止された。

なお、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の対象建設工事である場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

6. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

建設業においては、平成31年4月より年5日の年次有給休暇の取得が義務化され、令和6年4月より罰則付きの時間外労働規制が適用された。時間外労働の上限規制の適用後においても、週休2日の確保や長時間労働の是正等、関係者と連携しながら建設業の働き方改革を強力に推進することが急務である。そのため、建設業法・建設業法令遵守ガイドライン・工期に関する基準・品確法・品確法基本方針等の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定、工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請企業を含めた週休2日の確保や長時間労働の是正等に努めること。

その際、契約当事者のいずれもが時間外労働の上限規制を遵守できることを前提とした工期の設定に努めることが重要である。工期に関する基準においては、「建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結する」こと及び「前工程で工程遅延が発生した場合には、後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長するとともに、竣工日を優先せざるを得ず、工期の延長ができずに工程を短縮せざるを得ない事情があるときは、元下間で協議・合意のうえ、契約工期内の突貫工事等に必要な掛増し費用等、適切な変更契約を締結」することを求めている。

また、発注者は「各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰すことができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う」ことが求められているとともに、「契約変更が必要となったときは、発注者との間で変更理由とその影響を明らかにして工期変更を行うとともに、下請契約についても工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う」とこととされている。時間外労働の上限規制後においては、従前ののような工期末付近での長時間労働が困難となることからも、受注者においては、後工程へのしわ寄せが生じないような工程管理に努めること。

加えて、令和6年3月に改定された工期に関する基準では、同年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るため、建設工事の「受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努める」とともに、発注者は、「契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが受注者から提出されたときは、その内容を確認し、尊重する」ことが盛り込まれたことに留意すること。そのほか、建設業における働き方改革を推進する観点から、建設業法第19条第1項第4号においては、契約書に「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」を記載することとされている。ただし、「工事を施工しない日又は時間帯」を定めない場合には、契約書に記載する必要はない。例えば、週休2日工事であっても特定の曜日を休日として定めることが困難である場合、他律的な要因により施工日や時間帯が決まるため、あらかじめ契約当事者間で合意ができない場合等がこれに該当する。

「工事を施工しない日又は時間帯」を定める場合には、あらかじめ自然要因等を考慮する必要があるが、実際には天候等の影響により工程に予期せぬ遅れ等が生じ、あらか

じめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工を行わざるを得ない場合も想定される。このため、必要に応じて、契約書に『天候等の影響によっては、元請負人と下請負人で協議の上、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工することができる』旨の記載をすること等により柔軟に対応すること。なお、この場合にも、週休2日の確保、長時間労働の是正等といった働き方改革の必要性に留意すること。

また、特定の季節や、特定の月に業務が集中するなど、業務の繁閑が大きい場合には、労使協定によって、あらかじめ労働日、労働日ごとの労働時間を特定することで、1年単位の変形労働時間制を導入することが考えられる。同制度を活用することで、他の期間の労働時間を柔軟に設定することが可能となる。

なお、週休2日の確保にあたっては、1か月の所定労働時間に対して賃金額を決める、いわゆる「月給制」により賃金を毎月安定的に支払うなど、週休2日の確保へのインセンティブが働く方策を導入することが考えられる。

7. 施工管理の徹底

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努め、発注者の信頼に応えうる適正な施工を確保すること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となるときは、請負契約書の写し等の定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成並びにこれらの工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。なお、建設業法第24条の8第1項、第2項及び第4項を読み替えた公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第15条第1項及び第2項により、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること及び施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているところ、入契法第15条第2項の規定に基づき、当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合には、施工体制台帳の写しの発注者への提出を求めないこととされているので留意すること。

さらに、「施工体制台帳の作成等について」（令和4年12月28日国不建第466～467号最終改正）においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法第24条の8第1項の委任を受ける建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとされている点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載について、CCUSに当該情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることから、CCUSを積極的に活用されたい。

加えて、デジタルサイネージ等のICT機器を活用した施工体系図の掲示については、一定の要件を満たす場合、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、建

建設業法第24条の8第4項の規定による掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成26年2月3日国土建第272号)や「監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日国不建技第147号)三、(1)工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方」に十分留意すること。

8. 検査及び引渡し

建設業法第24条の4に基づき、元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつできる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。

また、当該検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申出があったときは、当該元請負人と当該下請負人の間における請負契約において特約がされている場合を除いて、当該元請負人は直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

9. 適切な下請代金の支払

建設業法第24条の3において、労働者の雇用の安定を図る観点から、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならないこととされている。これを踏まえ、少なくとも労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む。)については現金払とするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む。)以外の支払において現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めるよう努力すること。

「下請中小企業振興法(昭和24年法律第145号)第3条第1項の規定に基づく振興基準」(以下「振興基準」という。)及び「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。以下「手形通達」という。)において、下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、元請負人は下請負人に對し、下請代金の支払ができる限り現金払により行う必要があるとされていることに留意すること。また、手形等で支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定するとされていることに留意すること。当該協議を行う際、元請負人と下請負人の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、元請負人は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこととされていることに留意すること。なお、割引料等のコストについては、実際に下請負人が近時に割引をした場合の割引料等の実績等を聞くなどの方法により把握することが考えられる。加えて、手形期間については60日以内とされていることに留意すること。

手形通達によって要請されている取組に加えて、振興基準において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること、サプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)において、令和8年の約束手形の利用の廃止等に向けた取組を促進する旨閣議決定されていること、金融業界に対し、令和8年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検

討するよう要請されていることを踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払及び電子記録債権への移行、支払期間の短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意すること。

また、特定建設業者については、建設業法第24条の6第3項の規定により、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形（以下「割引困難な手形」という。）を交付してはならないとされている。昨年11月から、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）における「割引困難な手形」の運用が変更され、公正取引委員会では、手形の期間が60日を超える手形を「割引困難な手形」として指導の対象にしたことを踏まえ、建設業法第24条の6第3項の「割引困難な手形」についても、同月から、手形の期間が60日を超える手形を、同項が禁止する「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして、指導の対象にすることとしたため、留意すること。

なお、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和7年法律第41号）による下請代金支払遅延等防止法の改正により、令和8年1月1日から、委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合の代金の支払について、手形を交付することが禁止されること、併せて、振興基準の改正により、同日から、合意の有無にかかわらず、銀行口座への振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないとされること、ファクタリング等により代金を支払う場合には、中小受託事業者が支払期日までに代金の額を満額取得できるようにすることにも留意すること。

下請契約における代金の支払に際しては、請求書の提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けたときは、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならることにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないとされている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申出を行った日から起算して50日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第3項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適切に支払うよう配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込による方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。加えて、中間前金払制度の適用対象工事については、同制度を積極的に活用することにより下請代金が適切に支払われるよう配慮すること。

また、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

10. 下請負人への配慮等

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第19条、第24条の3及び第24条の5等の規定並びに労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることを踏まえ、下請負人による技能者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

また、建設業においては、下請負人などの取引の相手方を「協力会社」や「パートナー」と呼称する動きが見られるところ、令和8年1月1日から施行される「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）」において、「下請」等の用語の見直しが行われていることに留意すること。

11. 技能者への適正な賃金の支払

建設業従事者の高齢化が進行する中、担い手の確保のためには、技能者の処遇改善が不可欠である。これまで官民一体となって取り組んできた結果から、平成25年以降13年連続で公共工事設計労務単価が上昇したところであり、その都度、建設業団体あてに技能者への適切な賃金水準の確保について要請を行ってきたところである。また、本年2月14日に行われた建設業との賃上げ等に関する車座対話において、技能者の賃上げについて民間工事も含め「おおむね6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進することを国土交通省と建設業団体との間で申し合せたところである。

また、建設業法第25条の27において建設業者に適正な賃金支払いに係る努力義務が課されるとともに、品確法及び品確法基本方針においては、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約の締結や技術者・技能者に係る賃金等の労働環境の改善が、元請負人に限らず全ての下請負人を含む受注者等の責務とされているところである。

以上のこととを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、13年続いている好循環の流れが途切れないよう、発注者からの適正価格での受注、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正価格での下請契約の締結、適正な賃金の支払に関する下請負人や再下請負への要請、重層下請構造の改善等の具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能者の隅々まで適正な賃金が支払われるよう最大限努めること。

この際、「労務費に関する基準」においては、適正な賃金として、公共工事設計労務単価が経験・技能に応じた賃金として支払われた場合に考えられる「CCUSレベル別年収」が位置づけられており、この目標値が個々の技能者に支払われるよう、努められたい。

また、これに関連して、一部の元請企業においては、CCUSの能力評価等を反映した手当の支給が進められているところであり、元請企業におかれでは、このような取組についても積極的に活用されたい。こうした技能レベルに応じた手当等の支給や、「CCUSレベル別年収」の活用等の取組の普及には、CCUSの能力評価がより一層普及することが重要であるため、その周知・普及を行い技能者が能力評価を受けられるよう促すこと。

また、令和6年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなったことから、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切かつ確実に就業履歴の蓄積ができるよう、元請負人は事業者登録を行った上、現場・契約情報の登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積が可能な環境整備を図ること。加えて、その工事に従事する下請負人に対して、事業者登録及び施工体制の登録、所属技能者の登録を適切に指導するとともに、一人一人の建設技能者が各現場において就業履歴を蓄積するよう適切に指導すること。

また、個々の取引において適正な労務費が受注者に支払われ、技能者に対して適正な賃金が支払われるよう、今般、建設工事標準請負契約約款が改正され、受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を雇用する技能者や直接の下請負人に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる条項（コミットメント条項）が新たに規定されたところであり、請負契約の締結に当たっては、当該条項を積極的に導入すること。

1 2. 免税事業者等との適正な取引

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されているが、下請負人の取引においては、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して免税事業者である下請負人に対し一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為や、免税事業者である下請負人に課税事業者への転換を要請し、それに応じて課税事業者に転換した下請負人に対し一方的に取引価格を据え置く行為は、建設業法や独占禁止法の規定に違反する行為として問題となるため十分留意すること。その上で、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格の設定を行うこと。

1 3. 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

建設業法第24条の5の規定により、元請負人が不当に低い請負代金での請負契約の締結など建設業法に違反する行為をした場合において、下請負人がその事実を国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）に通報したことを理由として、元請負人が当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いを行うことを禁止していることに留意すること。

1 4. 「駆け込みホットライン」等の周知

1～13に記載する建設業法上の規定に抵触する可能性がある取引については、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」において通報を受け付けている。受け付けた情報については、建設業法第40条の4に基づき国土交通省が請負契約の

適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、いわゆる建設Gメンによる請負契約の締結の状況等の調査を行う際の端緒情報や許可行政庁への情報提供として利用している。「駆け込みホットライン」に通報があった場合には、通報者が秘匿を希望するかを確認した上で、秘匿を希望する場合には、通報者が特定されないよう、調査方法等の工夫に努めているところであり、さらに今般の改正法の全面施行に伴い、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止などの新たな規定も含めた建設業法違反の可能性がある取引行為について、時間や場所を問わず通報が可能な情報収集フォームの開設をはじめ、通報や相談先の確認が簡単にできる環境を整備するなど、「駆け込みホットライン」の機能を拡充したところである。こうした対応を含め、引き続き、当該窓口周知に努めること。

また、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」では、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(令和7年2月3日最終改正)に関する情報、受発注者間や元請下請間での請負契約や価格転嫁に関する相談等、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

15. 建設工事の関係者への配慮

下請中小企業振興法は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、対象となる取引の範囲が広くなっている。そのため、建設工事の請負契約の元請・下請間だけでなく、建設工事に関する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、振興基準に示す、対価の決定の方法の改善、下請代金の支払方法の改善及び働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善等の配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるよう、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築すること。

なお、前述の下請代金支払遅延等防止法の改正により令和8年1月1日から、委託事業者は、中小受託事業者への代金の支払について、手形を交付することが禁止されること、併せて、振興基準の改正により、銀行口座への振込手数料を代金から差し引いてはならないとされること等に十分留意すること。

また、上記1から14までの事項に準じた配慮をすること。